議案第九号

三朝町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について

三朝町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

昭和四十一年二月二十二日提出

三朝町長　坂出雅己

昭和四拾壱年弐月弐拾弐日　原案可決

三朝町議会議長　矢田秀雄

三朗町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十六年三朗町条例第二三号）の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条中「期末手当、勤勉手当及び退職手当」を「期末手当及び勤勉手当」に改める。

第四条の二第一項第一号中「又は有料の道路（以下「交通機関等」という）」を削り、「交通機関等」を「交通機関」に改める。

第七条第二項ただし書を削り、次のとおり加える。

年末年始等で町規則で定める日において勤務した職員についても同様とする。

第七条第三項中「並びに一月二日、同月三月及び十二月二十九日から同月三十一日まで」を削る。

第十条中「八月十五日（その日が日曜日に当るときはその前日）」を「特に寒冷の地域」に改める。

第十一条及び第十二条を次のように改める。

（期末手当）

第十一条　期末手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日から起算して十五日をこえない範囲内において町長が定める日に支給する。これらの基準日前一月以内に退職し、又は死亡した職員（町長が定める職員を除く。）についても、同様とする。

（勤勉手当）

第十二条　勤勉手当は、三月一日、六月一日及び十二月一日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、次の各号に掲げる区分に応ずる期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日から起算して十五日をこえない範囲内において町長が定める日に支給する。これらの基準日前一月以内に退職し、又は死亡した職員（町長が定める職員を除く。）についても、同様とする。

一、三月一日　　同日以前十二月以内の期間

二、六月一日及び十二月一日　　それぞれその日の前六月以内の期間

第十三条を次のように改める。

第十三条　削　除

附　則

（施行期日等）

1. この条例は、公布の日から施行する。ただし、通勤手当、期末手当及び勤勉手当に関する規定は、昭和四十年九月一日より適用する。

（経過規定）

2. この条例による改正後の技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例第十二条の規定の昭和四十一年三月一日における適用については、同条第一号中「十二月以内」とあるのは「十一箇月十七日以内」と、昭和四十一年六月一日における適用については、同条第二号中「六月以内」とあるのは「五箇月十七日以内」とする。

（町規則への委任）

3. この附則に定めるものの外、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。